一般社団法人
品川法人会
広報誌

鮫洲の大井公園で咲く桜

https://www.shinagawa-hojinkai.or.jp

No.
580
2022年
4月10日発行

法人しながわ

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります!

Contents

法人会ニュース	「西五反田支部懇親会開催される」	2
	「令和３年度支部税務研修会開催される」	2
事務局から	「会員優待制度加盟店紹介」	3
組織委員会から	「会員増強運動　ご協力のお礼」	4
新入会員紹介	「14社が入会されました」	4
全法連から	「令和４年度 税制改正大綱」	6
税務コーナー	「インボイス制度について」	8
話題の広場	「雨後にニョキニョキ」…負けるなニッポン！	10
都税だより	「4月から固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）」	11
クロスマッス	「第66回ナンバープレース正解発表、第17回クロスマッス問題」	12

品川法人会HPは
左QRコードより
閲覧できます

法人会
消費税期限内納付
推進運動

『イチゴとクルージングを堪能』 ～西五反田支部懇親会～

旬のイチゴに舌鼓を打ちました

艦船を背景に記念撮影

2022年3月27日（日）、西五反田支部にて懇親会を開催しました。

新型コロナウィルス感染症によるまん延防止等重点措置が解除されましたが、感染対策を実施の上、イチゴ狩り／YOKOSUKA軍港巡りバスツアーに19名の会員が参加されました。

西五反田支部としては2年振りの懇親会となりましたが、天候にも恵まれ、午前中は嘉山農園で今が旬のイチゴ狩りを楽しみました。会場にはたくさんの観光客の方が来場されており、とても賑やかでした。

また午後からはアメリカ海軍や海上自衛隊の艦船を、間近で見ることができる人気のクルージング「YOKOSUKA軍港めぐり」に参加しました。

横須賀港は約160年前に米国ペリー艦隊が上陸して以来、海軍港として発展し、現在は、アメリカ海軍施設（横須賀本港）と海上自衛隊の司令部（長浦港）が置かれています。

当日は空母ドナルドレーガンやイージス艦などが停泊しており、案内人の方により艦船の名前や役割などを解説して頂き約45分間を楽しみながら、防衛についても学ぶことができました。

記　支部長　谷　正敏

支部税務研修会が開催されました

令和3年度の支部税務研修会は、「インボイス制度」をテーマに研修が行われました。

まん延防止等重点措置の期間中で、すべての支部で開催できたわけではありませんでしたが、品川税務署の大仲審理担当上席を講師にお招きし、プロジェクターで資料を映しながら説明していただき、参加された方は熱心に話を聴かれていました。

西五反田・西五反田東・ＴＯＣ支部

開催日・支部名		出席者数
2/16	東品川・北品川	29
3/15	西五反田・西五反田東・ＴＯＣ	71

従業員の退職金準備は 特退共

優秀な人材の確保・定着化に

東法連特定退職金共済制度

特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度（中退共）と重複して加入できます。

公益財団法人
東法連特定退職金共済会とは

- ☑東京法人会連合会（東法連）が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ☑所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ☑東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ☑約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S（2019年9月11日）P6965

資料請求・お問い合わせは TTK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会
〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL（03）3357-1641　FAX（03）3357-1642
https://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp/

★★★　会員優待制度　加盟店紹介 vol.51　★★★

会員優待カードを提示すると大変お得なサービスを提供していただけるお店・企業を当誌にて順次紹介しております。
今回は大崎にあります「**(株)レジリエンスラボ**」さんを紹介させていただきます。

【(株)レジリエンスラボ】

企業・組織の防災・BCP対策の専門会社

株式会社レジリエンスラボ

レジリエンスラボ
Resilience Lab

私たちは、近年頻発する異常気象やいつ起きてもおかしくない大規模地震等のリスクに備えて、一人ひとりの命、生活、職場を守るための防災・事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）に関するトータルサービスを提供しています。

会員特典　**停電対策に欠かせない防災対策製品を特典価格でご提供**

ポータブル電源・ソーラーパネル

容量：626Wh（スマホ約48台分の充電）

50,600円（税込）
（定価：64,800円）

最大出力：100W

21,780円（税込）
（定価：25,800円）

ウォーターランタン

水さえあればどこでも発電するランタン。
乾電池の備え不要。

延べ約240時間点灯
（約10日間）

8,000円（税込）
（定価：10,000円）

お問い合わせ先　**BCP簡易診断（無料）を実施します。お気軽にご連絡ください。**

〒141-6029 東京都品川区大崎2-1-1ThinkPark Tower
TEL：03-6420-7672　mail：info@resilab-jpn.com（担当：伊東）

会員優待制度 協賛加盟店・加盟企業募集のお知らせ

品川法人会では、入会された会員が割引等のサービスを受けることができる会員優待制度を、入会のメリットの一つとして導入しており、ご協賛いただける店舗様・企業様を引き続き募集しております。

優待サービスを提供することで、店舗様・企業様自体のＰＲにもつながることと思います。ぜひとも、ご協賛のご協力をお願い申し上げます。

・会員優待制度について	・協賛のお申し込みから優待サービス実施までの流れ
品川法人会の会員が、協賛店舗様・企業様等において会員優待カード(下)を提示することにより、割引等の優待サービスを受けることができる制度です。 ≪会員優待カード≫ 一般社団法人 品川法人会 MEMBER'S CARD	(1) 協賛のお申し込み（※協賛内容等を審査させていただきます） (2) 優待内容の確認・審査 (3) 優待サービス開始時期のご連絡 (4) 当会ホームページにある「協賛店舗・企業リスト」に掲載 (5) 優待サービスの開始 ◆協賛をご希望される場合、または本募集に関する質問等がありましたら、品川法人会事務局（ＴＥＬ：３４７４－７４４９）までお問い合せをお願いいたします。 ※協賛のお申し込みに際して、費用は一切かかりません。

組織委員会ニュース 2022

会員増強運動の結果とご協力のお礼

入会は61社でした

日頃から法人会活動ならびに会員増強運動にご協力いただき感謝申し上げます。

令和３年度も２年度同様に新型コロナウイルス感染拡大に注意しつつ、皆様に可能な限りのご協力をいただき、会員増強勧奨員も含めた増強活動の結果、61社の入会がありました。

なお、この会員増強運動に関する表彰は、令和４年6月開催の通常総会において行う予定です。また、会員増強運動に実績のあった皆様には、すでに記念品をお送りしております。

令和４年度も引き続き１社でも多くのお仲間を増やしたいと思いますので、皆様のご協力をよろしくお願い申し上げます。

組織委員長　我妻　和芳

※例年新入会員様に向けて開催しております新入会員交流会は、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点より、中止とさせていただきました。

新入会員紹介　令和3年10月～12月

大井ブロック	住所	電話番号	業　種	勧奨者（敬称略）
❶ Ｚｅｒｏ．Ｏｎｅ(同)	西大井１－７－３４	6821-7070	バケーションレンタル 清掃業	(株)フォーレスト 林真司 品川法人会勧奨員
❷ 木原　幹雄　※				(有)黒澤プラネット 黒澤東男
❸ 庄司　美代子　※				(有)黒澤プラネット 黒澤東男

五反田ブロック	住所	電話番号	業　種	勧奨者（敬称略）
❶ 協信ハウジング(株)	東五反田５－２７－３	3280-7755	不動産業	品川法人会勧奨員
❷ (株)レジリエンスラボ	大崎２－１－１	6420-7672	防災・事業継続計画 サービス	品川法人会勧奨員

五反田ブロック	住所	電話番号	業　　種	勧奨者（敬称略）
❸ (株)コンサルティングＺＥＲＯ	上大崎１－１－１	4570-0767	人事コンサルティング、障害福祉サービス	品川法人会勧奨員
❹ (株)ＫＳＫ	上大崎３－１－３０	4291-4026	不動産業	品川法人会勧奨員
❺ 行政書士法人ＢＵＬＡＮ	西五反田１－４－８	6875-8237	行政書士（各種許認可.ビザ）	品川法人会勧奨員
❻ (株)スターリンクス	西五反田２－９－７	070-4132-1732	ＩＴ業	品川法人会勧奨員
❼ (株)ツチ・シャトレーヌ	西五反田６－２２－８	3493-0039	不動産賃貸業	(株)アサヒ酸素商会 土田守男
❽ サイトプラン（株）　※	大田区仲池上 １－７－６	6877-1925	Webシステム開発	カチシステムプロダクツ(株) 中田英明
❾ (有)寿司芳	目黒区下目黒 １－３－２２	3494-8279	寿司	アフラック生命保険(株) 鈴木
❿ (株)フジ機工	埼玉県川口市領家 ３－２４－１１	080-8495-5097	製造業.プリント基板製造装置製造	
⓫ 根本　恵介　※				日本事務ソフト(株) 寺崎進

個人情報保護法施行のため、代表者名は省略させて頂きます。

※は賛助会員としてご入会いただきました。
（個人でご入会の方は、住所・電話番号・業種の掲載を省略させていただいております）

新入会員に限り１回のみ無料で掲載しています。

新入会員

挑みつづける、変わらぬ意志で。
東京商工会議所　品川支部

販路開拓、資金調達、補助金・助成金　など
経営課題の解決に、商工会議所をご活用下さい

〒141-0033
品川区西品川1-28-3中小企業センター４階
TEL：03-5498-6211
https://www.tokyo-cci.or.jp/shinagawa/

令和３年８月入会

令和4年度 税制改正大綱

−法人会の税制改正提言−

～電子取引に関する電子帳簿保存法は2年間の宥恕措置、「交際費課税の特例」は延長されて従来どおり～

政府は、令和3年12月24日に令和4年度税制改正大綱を閣議決定しました。
法人会が提言していた「交際費課税の特例」は延長されて従来どおりの取り扱いとなり、「電子取引に関する電子帳簿保存の義務化」の適用は、2年間の猶予期間が設けられます。
主な内容をお知らせします。

法人税関係

■大法人向け所得拡大税制

比較する対象が、新規雇用者給与の比較から継続雇用者給与の比較へと変更になっています。今回の改正で、従来の計算方法に戻りました。

令和3年4月から令和4年3月までに開始する事業年度は、昨年の新規雇用者給与で比較の制度、令和4年4月以降開始する事業年度が、今年の改正です。

継続雇用者給与等支給額が、前年に比べて3%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が4%以上の場合	控除率が10%加算されます。
教育訓練費の額が20%以上増加の場合	控除率が5%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の30%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■中小法人向け所得拡大税制

中小法人向けの所得拡大税制に関し、適用要件など基本的な仕組みは昨年同様ですが、上乗せの場合の最大控除率は、25%から40%へ大きく引き上げられています。

雇用者給与等支給額が、前年に比べて1.5%以上増加している場合	雇用者給与等支給増加額の15%を税額控除できます。
上記増加率が2.5%以上の場合	控除率が15%加算されます。
教育訓練費の額が10%以上増加の場合	控除率が10%加算されます。

最高で、雇用者給与等支給増加額の40%まで税額控除を受けられます。ただし、法人税額の20%までが上限となります。

■資産の貸付を主要な事業としていない事業者が、貸付用の少額資産を取得した場合における取得価額の損金算入制度の見直し

税法上は、下記のとおり
①10万円未満の少額の減価償却資産については、全額損金として処理できる制度
②中小企業向けの少額減価償却資産で30万円未満のものについては、全額損金として処理できる制度
③一括償却資産として、20万円までの減価償却資産について、3年間で均等償却できる制度
の3つの制度がありますが、令和4年度税制改正では、この制度について、資産の貸付けを主要な事業としていない事業者は、貸付け用の資産には利用できないこととなりました。

大綱からは開始時期が読み取れませんが、早ければ令和4年4月1日以降取得した資産から適用される可能性があります。

■隠蔽仮想行為の場合の損金不算入

隠蔽仮装行為に基づき確定申告書を提出している場合、又は確定申告書を提出していなかった場合に、確定申告書に記載しなかった費用について、下記の費用を除き損金算入できないこととなります。
①帳簿書類などで、売上原価の額又は費用の額等起因となる取引が行われたこと及びこれらの額が明らかである場合
②帳簿などで、売上原価の額又は費用の額等の取引の相手方が明らかである場合に、その取引が行われたことが明らかである場合又は推測される場合で、相手方に対する反面調査等により税務署長が認める額

令和5年1月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

所得税・住民税関係

■住宅ローン減税

住宅ローン減税については、令和7年12月31日までに入居した場合まで、4年間期限を延長します。ただし、控除率については1%から0.7%へと小さくなります。

一般の住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
令和4年・5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	2,000万円		10年

認定住宅の場合

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅			
令和4年・5年	5,000万円	0.7%	13年
令和6年・7年	4,500万円		

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
ZEH水準省エネ住宅			
令和4年･5年	4,500万円	0.7%	13年
令和6年･7年	3,500万円		
省エネ基準適合住宅			
令和4年･5年	4,000万円	0.7%	13年
令和6年･7年	3,000万円		

※ZEHとは、ネット･ゼロ･エネルギーハウスのことであり、エネルギー収支がゼロとなる住宅です。

■認定住宅等の新築等をした場合の所得税特別控除

住宅ローン減税を適用しない場合の住宅取得減税は、2年間期限が延長され令和5年12月31日取得分まで利用できると共に、従来からの認定長期優良住宅、認定低炭素住宅に加えて、ZEH水準省エネ住宅にも適用されることになりました。控除対象限度額650万円、控除率10%は改正前と同様です。

■一定の法人が受ける配当等についての源泉徴収不要制度

一定の内国法人が支払いを受ける配当等で以下のものについて、所得税を課税しないこととして、源泉徴収を行わないことになります。

令和5年10月1日以後に支払いを受ける配当等について適用されます。

①完全子法人株式等に係る配当等
②配当等の支払の基準日に、内国法人が直接保有する他の内国法人の株式等の発行済株式の総数に占める割合が3分の1超である場合の配当等

■上場株式等の配当について大口株主の変更

上場株式等に係る配当所得等の課税の特例について、従来は直接3%以上保有で大口株主の判定を行いましたが、配当を受ける個人と、(その個人を判定の基礎となる株主として選定した)同族会社を通じた保有がある場合に、合算して3%以上か否かを判定することになりました。

上場会社等が配当を行う際、株式保有割合が1%以上となる個人株主の氏名、個人番号、保有割合等を記載した報告書を、その支払の確定した日から1ヶ月以内に、所轄税務署長へ提出する必要があります。

いずれも令和5年10月1日以後の配当から適用されます。

消費税関係

■適格請求書発行事業者登録について

免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に適格請求書発行事業者の登録を受ける場合には、その登録日から適格請求書発行事業者となることができるようになります。従来は、令和5年10月1日の属する課税期間を過ぎてしまうと、課税事業者選択をした翌事業年度からしか適格請求書発行事業者になれませんでしたが、機動的に適格請求書発行事業者になることが可能となります。

■国外事業者の適格請求書発行事業者の登録に関する制限

事務所及び事業所等を国内に有しない国外事業者以外の者で、納税管理人を定めなければいけないこととされている事業者が、適格請求書発行事業者の登録申請の際に納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を拒否することができることとされます。また、登録を受けている事業者が納税管理人を定めていない場合は、税務署長はその登録を取消すことができることとされます。

相続税・贈与税

■住宅取得資金の贈与税の非課税制度

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税に対する非課税制度は令和5年12月31日までへと2年間延長されます。築年数要件は廃止し、受贈者の年齢要件は18歳以上に引き下げられます。非課税枠については、下記の通り500万円ずつ縮小されます。

耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	500万円

■事業承継税制の特例計画の提出期限の延長

非上場株式等に係る相続税･贈与税の納税猶予の特例制度について、特例承継計画の提出期限を1年延長して、令和6年3月31日までとなります。

なお、特例制度の適用期限は変更がなく、令和9年12月31日までとなります。

その他

■財産債務調書制度の見直し

財産債務調書の提出範囲が広がりました。所得がない人でも財産の価額が10億円を超える人は、従来の提出義務者に加えられることになります。

なお、提出期限は3月15日から6月末に延長されます。令和5年分の財産債務調書から適用されます。

■電子取引の電磁的記録の保存義務化の猶予措置

電子取引の取引情報の電磁的記録の保存に関し、令和4年1月1日から令和5年12月31日までの間に行う電子取引について保存要件に従って保存することができなかったとしても、電子取引の記録を出力書面で保存することで運用上は認められることになります。

令和4年1月1日から施行される電子帳簿保存法の電子取引に関する保存要件については、実務上対応が難しいとの意見が多かったことへの対応です。実務に対して、最も影響が大きい改正と思われます。

☆記事内容についてのお問合せは...
TIS税理士法人
税理士　飯田 聡一郎
TEL：03-5363-5958
FAX：03-5363-5449
HP: http://www.iida-office.jp/

東京法人会連合会

消費税

知っていますか？インボイス制度

適格請求書発行事業者の登録申請を受付中！

＼登録を予定されている方／

もう始まってます！

多くの事業者の方が登録申請をされてます！

早めの登録を受けることで、取引先へのお知らせがスムーズに！

- **令和５年10月１日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。**
- **インボイスを発行するためには、登録申請が必要です。**
- **登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。**

登録申請手続は、e-Tax をご利用ください！

- ☑ e-Taxで登録申請手続を行っていただくと、書面で申請された場合に比べて早期に登録通知を受けることができます！
- ☑ e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知を受け取れます！電子データで受け取れば紛失のリスクがありません！

個人事業者の方はスマートフォンからでも**e-Tax**で申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

国税庁（法人番号 7000012050002）　（令和３年12月）

インボイス制度が始まったらどう変わるの？

インボイス制度説明会
申込受付中！

その疑問にお答えします！

オンライン説明会を開催中!

職員が制度の説明をいたします。
毎週開催！随時、申込受付中！質問もチャットで受付！

全国の国税局・税務署でも説明会を開催！

オンラインが苦手な方も安心！
各国税局HP又は最寄りの税務署までお問合せください。
※各国税局HP内の「税に関する情報」のインボイス制度説明会をご参照ください。

説明会に関する情報

説明会に参加できない方は、動画で確認！

スマートフォンやパソコンから過去の説明会の動画をご覧いただけます。

インボイス制度について詳しく知りたい

国税庁HPの「インボイス制度特設サイト」に制度の概要、Q&Aや申請手続に関する情報を掲載しています。

※インボイス制度に関する申請書等を書面で提出される場合は、「インボイス制度特設サイト」から所轄のインボイス登録センターを確認し、送付してください。

インボイス制度特設サイト

インボイス制度についての一般的なお問い合わせ

軽減・インボイスコールセンター　電話番号　0120 - 205 - 553（無料）
受付時間　9:00 ～17:00（土日祝除く）

国税庁（法人番号 7000012050002）　（令和３年12月）

話題の広場

雨後にニョキニョキ

負けるなニッポン！

春が旬の食材と言えば、タケノコを思い浮かべる方も多いのでは。今回はそんなタケノコについてのあれこれ。

タケノコとは

漢字では「竹の子」「筍」あたりが一般的で、風雅な方面では「笋」と書くこともある。イネ科タケ亜科タケ類の若芽で、広義には皮が付いている間はタケノコと呼ぶが、一般的には食用に適したサイズ、つまり地面から芽を出すか出さないかくらいを指す。イネ科というのが興味深い。

春のやつ？夏のやつ？

序文で述べた通り、タケノコといえば春の食材と思われる方が多いのではないだろうか。しかし、季語としては「夏」だという。これは、我々が主に食す孟宗竹のタケノコの旬は3～4月だが種類によっては5月くらいまで収穫可能で、さらに真竹などは6月くらいまで収穫できたりするので、初夏がタケノコのシーズンと誰かが捉えたのだろう。

ことわざいろいろ

タケノコに関することわざとして最も有名なのは「雨後のタケノコ」だろうか。何かをきっかけに物事が次々発生することだ。少し前に、タピオカ関係の店があちらこちらでできた。また、最近は新しいお店ができたと思うとから揚げ関連のお店だったりする。この辺りも雨後のタケノコに例えられるかもしれない。

「タケノコ生活」は、タケノコの皮を一枚一枚剥ぐように、服や家財道具などを売って生活することを指す。没落貴族の生活、実際にそういうシーンがあったかどうかは記憶が定かでないが、太宰治の「斜陽」などが頭に浮かぶ。

「タケノコ剥ぎ」については詳細を割愛するが、いわゆるボッタクリの手法だ。

未熟でいわゆるヤブ医者にもなれない医者を「タケノコ医者」などというらしい。タケノコがいずれ群生して藪になるからという、なかなか手厳しい言葉だ。

ことわざではないが「竹の子族」などという言葉もあった。これは1980年（昭和55年）が最盛期とのことなので、平成以降生まれの方などには「何のことやら」だろうが、原宿に設けられた歩行者天国で、派手な服装で踊る人たちを指してそう呼んでいた。名前の由来には諸説あるが、「ブティック竹の子」という店で購入した衣装を着る人が多かったためと言われている。

タケノコ料理といえば

タケノコは切った直後からえぐみが急増するので、なるべく早めのアク抜きが必要だ。「湯を沸かしてから掘れ」などと言われたりもする。下処理がされた後は、タケノコご飯のほか、煮物、焼き物、揚げ物など、いろいろと姿形味を変えて、我々を楽しませてくれる。

日本料理の食べ方としては上記のようになるが、もともとが台湾の料理で、今やラーメンの具やつまみとしてすっかりわが国に定着しているタケノコ料理がある。メンマだ。

メンマは以前「シナチク」とも呼ばれたが、現在は「メンマ」の方が定着している。麻竹という種類の竹を蒸し、塩漬けにして発酵させた後、細く裂いて乾燥させる。これを戻して味付けをしたものが主にラーメン屋でよく見るいわゆるメンマで、ラーメンのうま味を後押しし、ラー油とネギを絡めればつまみとしてビールを進ませる。

急成長

タケノコは地表に顔を出したあたりでは1日あたり数センチ伸びる程度だが、日が経つにつれて成長の速度を増し、10日後には1日あたりの成長が数十センチから1メートルを超えることもあるという。ヒトの子供も日々驚くほどの速さで成長し、あっという間にいろいろなことを覚え、大人になっていくが、オジサンになった自分はどうだろうかと自問する。

また、我が国の経済成長はもはや止まったようにしか見えず、むしろ退化しているようにすら感じられる。経済成長だけが目指す道ではないだろうが、ほかに道が見つからないなら、タケノコのように逞しい我が国の成長を、いま一度見たい気もする。

記　鈴木　克博

４月の都税だより

品川都税事務所 3774-6666

－都税についてのお知らせ－

4月から
固定資産税における土地・家屋の価格などがご覧になれます（23区内）

縦覧期間	令和４年４月１日（金）から６月30日（木）まで（土・日・休日を除く。）
縦覧時間	午前８時30分から午後５時まで
縦覧場所	土地・家屋が所在する区にある都税事務所
縦覧できる方	令和４年１月１日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
縦覧できる内容	所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
必要書類	納税者本人であることを証明できるもの ※運転免許証、旅券（パスポート）等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば１種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧いただくか、土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

（注）納税通知書は６月１日（水）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

※縦覧制度の詳細は、
主税局ホームページをご覧ください。

主税局 HP（縦覧について）

主税局 HP（本人確認方法について）

6月までの主な行事

日程	時間	行事	場所
5/12（木）	13:30	決算法人説明会	品川法人会館
5/25（水）	13:30	新設法人説明会	品川法人会館
6/17（金）	16:00	第56回通常総会	品川法人会館

※新型コロナウイルス感染防止の観点から、開催予定の行事が中止・延期となる可能性があります。予めご了承ください。

編集後記

広報誌が発行される頃は「桜吹雪」とともに品川名物「花筏」が目黒川を染めていることと思います。桜にまつわる話題はつきませんが、みなさん「桜鯛」というタイをご存じでしょうか？

桜前線とともに、産卵のために深場から浅場に上がってくる天然の真鯛を「桜鯛」と呼びます。栄養を蓄えるために沢山のエサを捕食することから肉質が締まり、また脂が乗っているのがこの時期の真鯛の特徴で、まさに「旬」の魚と言えます。

私は釣りが好きで、この時期の週末は東京湾や千葉の外房に出向いて船酔いと闘いながらこの「桜鯛」を狙います。数はもとより大きなタイが釣れることから「大型が釣れるタイの乗っ込みシーズン」（乗っ込み＝深場から浅場へ移動）と呼び、多くの釣り人が夢を追いかけるのです。釣れたての真鯛は身が固いのですが３日間寝かせると身質が柔らかくなり脂がまわりとても美味です。

スーパーで天然真鯛を見かけたら是非購入してみてください。とてもおいしいですよ。

記　新井　秀治

◆令和４年２月28日現在　会員数 2,361社

お客様応援企業をめざす

城南信用金庫

営業部本店 ☎03-3493-8111 …〒141-8710 品川区西五反田7-2-3
品　川 ☎03-3471-3171 …〒140-0004 品川区南品川1-4-25
大　井 ☎03-3774-1051 …〒140-0014 品川区大井1-6-10
荏　原 ☎03-3786-1131 …〒142-0054 品川区西中延1-4-16
大　崎 ☎03-3491-8771 …〒141-0032 品川区大崎2-6-11
西大井 ☎03-3773-8511 …〒140-0015 品川区西大井1-3-3-101
立会川 ☎03-3298-3341 …〒140-0013 品川区南大井4-6-1

お悩みはございませんか？
当金庫へお気軽にご相談ください。

さわやか信用金庫

（令和４年４月１日現在）　品川区店舗一覧

大井支店 03-3777-4401　小山出張所 03-5498-3721
品川支店 03-3471-4791　二葉出張所 03-3785-3101
南品川出張所 03-3474-4811　立会川支店 03-3764-7101
戸越銀座支店 03-3783-6511　不動前出張所 03-3779-2751

第17回『クロスマッス』

今回の問題は、クロスマッスです。皆様のご応募おまちしております！

以下のルールに従ってクロスマッスを解き、A～Cのマスに入った数字を順に答えてください。

正解者の中から抽選で5名の方に
クオカード1000円分をプレゼント！

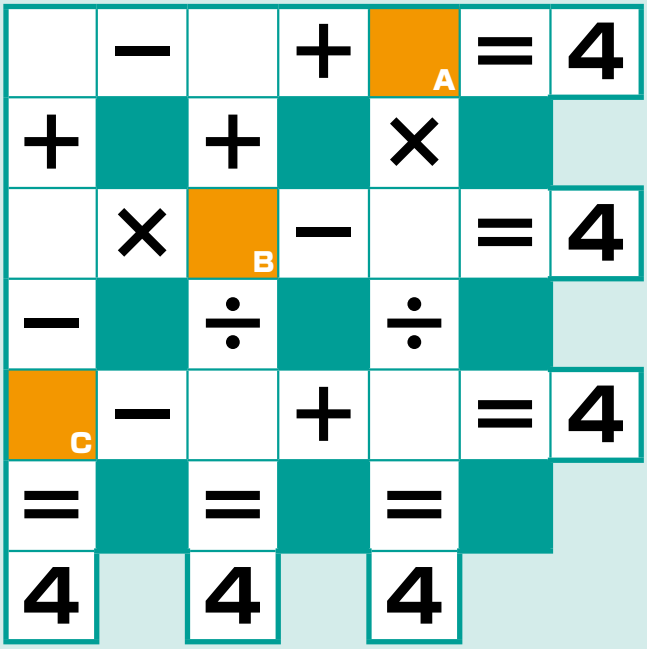

ルール

1. タテ3列、ヨコ3列のすべての等式が成立するように、マスに1～9の数字を1つずつ入れる。
2. 計算は×÷を優先することなく、ヨコは左から右、タテは上から下の順に行う。

解けたらABCのマスに入った数字を順に答えてください。

A	B	C

出題　西尾　徹也

応募方法

◆郵便はがきに**①クイズの答え②郵便番号③自宅住所④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号⑦当誌に対するご感想**を明記の上、〒140-0004　東京都品川区南品川2-7-6 一般社団法人品川法人会事務局までお送り下さい。なお、締め切りは2022年4月28日（木）＜消印有効＞とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。

579号　第66回　ナンバープレース　正解発表

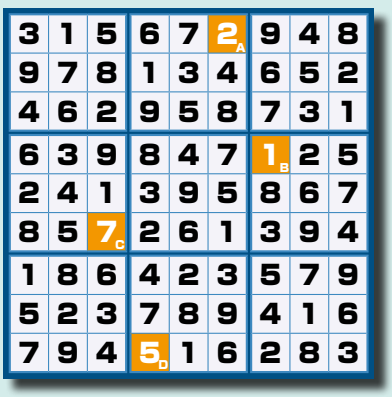

こたえ

A	B	C	D
2	1	7	5

応募総数　21通
正解者数　20通

■厳正な抽選の結果、下記の方々にクオカードをお送り致します。おめでとうございます。

芥川　禎子　池田印刷(株)
山﨑　雄一　(株)ジェイエムエス
古舘　麗佳　日本ビル整備(株)
八木沼寛昭　(株)電光社
横井　精之　(有)八雲システム

【順不同、敬称略】

次回の第581号は、2022年7月に発行となります。

発行所　一般社団法人品川法人会　〒一四〇―〇〇〇四　品川区南品川二―七―六　電話〇三（三四七四）七四四九
発行人　廣瀬隆博
編集人　新井秀治
印刷　㈱創邑社　電話〇三（三七八一）四九四三